

# 特定行為研修を修了した 認定看護師の実践事例 ②

日本看護協会ではあらゆる場で看護を必要とする対象に、水準の高い看護実践のできる認定看護師の育成を目指しています。

2020年より特定行為研修を組み込んだ新たな認定看護師教育を開始します。2021年度より現行の認定看護師の移行手続きを開始します。

この事例集では、特定行為研修を修了した認定看護師の病院や地域での具体的な実践と、看護部門責任者の組織内での調整や支援の実際を紹介しています。



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

# 認定看護師への期待

## — 特定行為研修を修了した認定看護師の活動拡大へ向けて —

日本看護協会は2025年へ向けて疾病構造や医療提供体制の変化を踏まえ、認定看護師に更なる役割を期待し、認定看護師制度の再構築を行い、2020年度から新たな制度による教育を開始します。

新たな認定看護師教育には特定行為研修を組み込み、臨床推論力や病態判断力を強化し、実践力を骨太にします。状態悪化時の早期対応、重症化の予防や症状改善を進めることにより、あらゆる場での療養生活の維持およびQOLの向上が可能となり、認定看護師がチーム医療のキーパーソンとしての役割を發揮できることが期待されます。

本会では、2017～2019年度に認定看護師を対象とした特定行為研修を実施してきました。この実践事例集では、その修了者の実践事例をご紹介します。この事例に代表されるように、特定行為研修を修了した認定看護師は、実践の広がりを見せています。

### 特定行為研修を修了した認定看護師の実践

#### ① 患者・利用者のニーズに対するよりタイムリーな看護実践

複雑な病態を有する患者への、特定行為を活用したタイムリーな医療処置、急変回避、など。

#### ② 地域における退院後指導や利用者の身体管理

訪問看護師や他職種との同行訪問による状況判断や相談対応、介護保険施設における創傷や脱水などの身体管理、など。

#### ③ 臨床推論や病態判断を活用した看護師への指導、多職種への説明や相談

スタッフナースへの教育的かわりによる観察やケアのボトムアップ、他職種からの相談対応や病状の平易で分かりやすい説明、特定行為研修の実習などにおける指導者役割、など。

また、これらの活動を支える組織の理解や支援が重要で、その要になるのが看護部門責任者です。これまでの修了者を支える看護部門責任者の取り組みとしては、以下のようなものがあります。

### 看護部門責任者の取り組み

#### ① 自組織内での理解・合意形成

自組織・地域のニーズに鑑み、医療提供体制を整備するためにどのような専門性の高い看護師が必要かを見極め、育成のために組織内での合意形成や予算化を行い、認定看護師教育機関や特定行為研修への派遣を準備する、など。

#### ② 安全な特定行為実施のためのシステム整備

特定行為実施に向けて、委員会を編成し手順書を標準化し体制を整備する、組織内の既存の安全管理システムを活用し特定行為の実施における安全管理体制を整備する、有害事象を予防する、など。

#### ③ 特定行為研修を修了した看護師の労務管理・キャリア支援

ワークライフバランスも考えた勤務時間、期待する役割を明確にし、配属部署に関する支援を行う、など。

## 新たな認定看護師教育

新たな認定看護師教育では、これからの社会ニーズに応え認定看護師が『あらゆる場で看護を必要とする対象に、高い臨床推論力と病態判断力に基づく水準の高い看護を実践できる』ために、以下の点を強化しています。

- ① 教育時間は、特定行為研修を組み込み、800時間程度です。eラーニングを活用することで、集合教育期間を6ヶ月程度にしました。
- ② 共通科目には、特定行為研修の共通科目を組み込んでいます。
  - 「フィジカルアセスメント」「臨床推論」「疾病・臨床病態概論」などの学びが、臨床推論力と病態判断力を強化し、認定看護師の看護実践の礎となります。
  - 認定看護師教育独自の共通科目「指導」「相談」「看護管理」は、認定看護師が看護職に指導的に関わり、多職種と協働し、組織や地域で広く活動するために必要な科目です。
- ③ 専門科目は、認定看護分野専門科目と特定行為研修区分別科目があります。
  - これから必要とされる認定看護師像から期待される能力を特定しました。この能力を修得するために必要な知識・技術を修得できるような教科目です。
  - がん領域（がん放射線療法看護、がん薬物療法看護、緩和ケア、乳がん看護）、小児領域（小児プライマリケア、新生児集中ケア）は、対象が重なる領域で共通して修得することが望ましい教育内容を整理し、共通学習内容を設定しました。これにより、さらに認定看護師同士が協働しやすくなることを期待しています。
  - 特定行為区分は、分野により1～数区分を組み込みます。認定看護師の分野にかかわらず汎用性の高い学習内容である「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」は、全ての分野に組み込みました。
- ④ その他、臨地実習や統合演習により、学習内容を統合していきます。臨地実習では、多職種カンファレンスへの参加等により、チーム医療や協働について省察を行って、あらゆる場で応用・活用できるよう強化しています。

認定看護師の活動は、社会的な評価を得ています。これは、認定看護師自身の自己研鑽と努力、周りで働く仲間との協働や組織のサポート、教育機関、学会や関連団体のサポートの賜物です。

これからの社会のニーズに応えるために、認定看護師および看護師の皆さんには、対象の特性や変化、働く地域や場のミッション、働き方を踏まえて、自身のこれからのキャリア・ビジョンを描き、看護の価値を創造し、存在感を一層高めてほしいと考えています。

# 在宅療養患者へのタイムリーな医療処置の実施と 的確な状況判断による適切な医療提供・重症化予防

磯本一夫さん（救急看護認定看護師／看護師長）

## 修了した特定行為区分

「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」「呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連」「ろう孔管理関連」

## 受講理由

高齢化率が40%を超える地域の基幹病院である当院の訪問看護ステーションに勤務して7年が経過した。地域で活動する中で、医療機器を交換するために定期受診する利用者は少なくなく、患者・家族の負担に問題を感じていた。また、検査機器などに頼らない病態判断力を強化し、今後、さらに地域に貢献したいと思い受講した。

## 特定行為研修での学びを活かした実践事例

### 在宅での療養患者の異常を評価しタイムリーな医療処置の実施

A氏は、80歳代男性で後縦靭帯骨化症のため下半身不随がある。主介護者は高齢の妻で、訪問看護が週3回入り、清潔の援助や尿道カテーテルの管理を行っている。妻からA氏の食欲不振について連絡を受け訪問した際、A氏の呼吸数が増加していたため、早急に体内の水分量を評価し、触診・聴診で心肺と神経機能の一次評価及び脱水を示唆する所見の確認を行った。血圧は低下しており、脱水所見が見られたため、脱水の補正目的で手順書に従い点滴を選択し施行した。

### 強化したフィジカルアセスメントの視点で評価、重症化を予防

悪寒を伴う発熱から重症感染症の可能性があり、呼吸回数22回/分以上で血圧100mmHg以下の所見から、臓器障害の程度を示すスコアも2項目以上該当するため病態は敗血症と考えられた。食欲も低下していることから、状態悪化の可能性も高く、本人と家族へ受診の必要性を説明し、救急搬送することを共に決定した。患者は入院となり、尿・血液培養検査の結果、尿路感染症起因の敗血症と診断された。

## 特定行為研修での学びの成果

### 在宅療養中の患者・家族の負担を軽減

実際に在宅療養の場で特定行為を行うことで、医療機器交換のための受診を減らすことができ、移動や診察待ちなどの患者・家族の負担軽減につながっている。また、特定行為研修で学んだ様々な症候の病態をアセスメントする知識・技術、診断・治療に至る原則等が基盤となり、これまでよりも患者さんを多角的に捉え病態を正しく把握できるようになった。在宅でのタイムリーな介入によって重症化を予防することは、患者さんの身体そのものへの負担（ダメージ）を軽減すると共に、希望する自宅での療養生活の継続を可能とすることができると考えている。



在宅療養者の膀胱瘻カテーテルの交換

### 特定行為研修での学びが在宅復帰に向けて患者・家族の安心材料に

病院から自宅へ退院する患者さんの多くは、通院の困難さや「何か起きたとき」を不安に感じている。退院調整の際に、患者・家族に看護師が医療機器の交換や状況に応じた輸液の必要性を直ちに判断し、実施できることを事前に説明することで、安心材料となり在宅への復帰を促進することができている。

## 今後の展望

高齢化や医師不足に関する問題をすでに抱えている地域での活動を通して、看護師の特定行為実践へのニーズを実感しており、仲間の必要性を感じている。今後は自身がロールモデルとなり、活動の効果や成果とともに、看護のやりがいも示していきたい。

# 特定行為研修を実践で活かすために 自律的な活動ができる認定看護師へ期待

花島まりさん（看護部長）

## 地域医療を支えるミッションと特定行為研修

長門医療圏は、診療所の医師の高齢化と病院の医師の確保が課題の地域である。看護師が特定行為を実施できるようになることで患者・家族の通院や地域で働く医療者の負担軽減につながると考えた。また看護師の教育ややりがいを高めるためにも特定行為研修を受講してほしいと考えた。

## 組織内での合意形成

県の「特定行為研修派遣助成事業」で受講の補助があることを知り、病院長・事務長の承認を得て、県厚生連本部に特定行為研修の受講支援を要望した。さらに、厚生労働省が主催する「看護師の特定行為研修シンポジウム」に参加し情報を得て、医師・医療安全の担当者・師長に対して説明し、医師と看護師の協働についてはおおむね賛同が得られた。

院内の認定看護師会では、地域の人々が住み慣れた自宅で本人の意向に沿った生活を送るために看護の力で何ができるかを検討した。そのうえで特定行為を実践できる人材を育成したいと伝えた。

## なぜ認定看護師に特定行為研修の受講を勧めたのか

人選については師長会議で検討した。特定行為研修修了後、学びを活かし役割を発揮するためには、個人が自律して活動に関する交渉ができる人材が適切と考え、認定看護師の中から公募した。受講者決定後は本人のやる気と組織・地域が求めるものの認識を丁寧にすり合わせ、期待を伝えた。

## 特定行為に関するリスクマネジメント体制を整備

特定行為の対象を症状が安定した患者とし、初回は主治医が手技を確認し許可後に実施することとした。また、患者サポート窓口で特定行為に関する相談を受け付ける体制を整備した。さらに日本看護協会の看護職賠償責任保険に個人で加入していることを確認した。

## 研修受講中の支援

特定行為研修の受講支援は、病院だけでなく本部とも協議をしながら準備した。研修中は受講者の所属部署に代替職員を1名配置した。研修費の半分は

県の補助金を受け、他は県厚生連の奨学金申請を行い受講料の個人負担を無くした。集合研修は全て出張扱いとし給与を支給した。また研修中の宿泊は関連施設の寮を利用するなどして経費を削減した。

## 研修修了後の医療職に向けた周知活動

地域の医療職は、特定行為の名称は知っているが、具体的な内容については知らなかった。まず、長門・萩医療圏の医療職を対象に開催される学会や広報誌などで宣伝活動を行った。

院内では、自施設実習の際の指導医の診療科を中心に特定行為の実践を開始した。他の診療科には、部署の看護師から特定行為研修を修了した認定看護師の活用について積極的に医師に声をかけることで、徐々に医師からの依頼が増えた。

## 在宅領域で働く救急看護認定看護師への期待

救急看護認定看護師はフィジカルアセスメント能力が高いため、在宅で過ごす患者さんの病態を適切に判断し、受診のタイミングを図ることができる。また医師への報告・連絡・相談に長け、多職種との調整ができるため、在宅での活躍も期待している。特定行為研修で学んだ臨床推論のスキルを活かし、病院内や地域のあらゆる場で働く看護職の教育・指導ができる能力を身につけている。看護師の教育においてもリーダーシップを発揮でき、役割モデルとなることを期待している。

## 今後の展望

長門医療圏で暮らす人々が、住み慣れた自宅で過ごすことを支えるためには、特定行為が実践できる看護師がもっと必要だと考えている。しかし特定行為研修を受講するには県外に行かなくてはならず、経済的にもワークライフバランスのためにも負担の軽減が必要である。また安全な看護の提供には組織が責任を持つことが重要である。今後は、適切な処遇や評価ができるような体制の整備が必要である。

# タイムリーな薬剤調整によって 入院中の高齢者のせん妄の悪化を予防

松本静香さん（がん性疼痛看護認定看護師／看護師長）

## 修了した特定行為区分

「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」「精神及び神経症状に関する薬剤投与関連」

## 受講理由

急性期病院の緩和ケアチームで活動している中で、緩和ケア担当医が主科と兼務のため、緊急患者の対応などで不在になることがある。医師が不在時に特定行為を実践することで患者への対応が迅速に行えるのではないかと考え受講を決めた。

## 特定行為研修での学びを活かした実践事例

### せん妄発症後、早期のアセスメントで患者の苦痛の原因を探索

食後に嘔吐を繰り返している 90 歳代の女性が救急搬送され、食道がんの診断で入院となった。すでに積極的な治療が困難な状況であり、緩和ケアチームの介入が開始となった。

患者は、入院時は返答も落ち着いており、簡単な会話が可能だった。しかし、夜間になると病棟内を歩き回り、不眠時の指示であるベンゾジアゼピン系薬剤を内服しても、朝方までふらつきながら歩き続ける状況が 2 日間続いた。

せん妄の改善を図るため、まずはリスクアセスメントシートを用いて評価した。入院による環境変化に加え、ベンゾジアゼピン系薬剤は服用直後に一過性の健忘が生じ認知機能に影響を及ぼすことから、せん妄を悪化させている可能性があると考え、緩和ケア担当医と主治医へ報告し、抗精神病薬へ変更することを提案した。

### タイムリーな薬剤調整により、せん妄の悪化を予防

手順書に基づき、患者の身体状況に加え、精神症状などの変化を確認しながら、抗精神病薬を調整した。その結果、夜間の睡眠時間を確保することができ、せん妄症状は軽快した。病棟看護師や緩和ケアチームとディスカッションし、薬剤の効果・副作用と現症を情報共有し実践することで、早期にせん妄悪

化予防対策を図ることができた。

## 特定行為研修での学びの成果

### 特定行為研修の自施設実習により医師との相互理解が深まり円滑な協働が実現

自施設での特定行為研修の実習期間中から、主治医と指導医である緩和ケアチームの医師の両名に記録等を確認してもらうことで、医師に特定行為研修の内容を理解してもらうきっかけになった。また互いの専門性を知ることにより、信頼関係がより深まり、研修修了後も円滑に協働できている。



多職種とのカンファレンス

### より広い視点で患者を捉えることで、専門性が深まる

特定行為研修受講前は、自身の専門分野である「がん」の視点で患者を捉えていたが、修了後は、臨床推論での学びを活かし、患者をより広い視点で捉えることができるようになった。さらに、研修中に病態判断のための思考プロセスを繰り返してトレーニングしたことで、論理的な思考が身につくことができ、患者が主訴として表現できていない問題にも気づくことができるようになったと感じている。併せて自身の認定看護分野の特化技術を活かすことで、これまで以上に患者の症状緩和を図ることが可能となり、また患者の状態の変化を予測し、緊急性の有無や適切な対応を検討することができるようになった。

## 今後の展望

急性期病院に入院する患者は、環境の変化や病状的な問題によりせん妄をはじめとした様々な症状が出現し、悪化するリスクが高い。今後も緩和ケアチームや病棟スタッフと協働して、早期にアセスメントし適切な薬物治療や環境について調整を図り、患者の症状緩和に努めていきたい。

# 関係者へ認定看護師から直接、 受講意義を伝える機会を持ち合意形成を推進

小原真栄美さん（看護責任者）

## 地域の医療・看護を推進する認定看護師への期待

当院では医療依存度の高い方が安心して地域で暮らすために、在宅医療の推進に取り組んでいる。そこで、既に院内で活動実績が認められている認定看護師が地域の医療・看護の推進役となることで質の向上が期待できると考え、特定行為研修の受講を勧めた。

## 組織内における合意形成

認定看護師は既に実績があり、医師からの信頼も厚く特定行為研修を受講することについては、快く承認された。看護部が調整し、医局会や看護師長会での説明の機会を設けた。認定看護師本人から、これまでの活動で患者の回復支援にやりがいを感じており、さらにこれからは医師が不在の場であっても患者のニーズや苦痛に速やかに対応したいこと、臨床場面での判断力を高め、技術を強化する目的での受講であることを伝え、多くの医師から好意的な反応が得られた。直接相手の表情や反応を確認しながら説明できたことは、本人の受講の励みになったと聞いている。

## 目標管理面談での動機づけと受講支援

受講者の人選にあたり、認定看護師と年2回実施している面談の場において、組織目標と合わせて特定行為研修の受講について動機づけを行い、受講希望を確認している。

受講者に対する経済的支援として、法人本部の教育支援に関する規定に準じて、研修期間の固定給の保障、研修費用（交通費、宿泊費を含む）の全額補助を含む「特定行為看護師養成支援制度規程」を作成し本部の承認を得た。

自施設実習については、期間中は実習と業務を区別するため、実習日と定めた日は部署での業務は行わないように調整した。計画書の提出と実習進捗の報告により、実習中は計画通りに進められているか確認した。eラーニングは自己学習時間で進めることとしたが、学習時間の確保が難しかったため、今後の課題である。

## 自施設実習から進める安全対策等の環境・体制整備

安全に自施設実習を進める上で重要な要素となる指導医の選択は、院長・副院長および医長へ依頼した。実習環境の整備は指導医とともに行い、患者と実習生の安全を確保しながら実習を行うことを丁寧に説明した。手順書は、指導医と実習生がお互いの意見を出し合いながら、皆が納得できる手順書を作成することができた。

患者へは特定行為研修の実習病院であることを掲示し、相談窓口も併せて案内した。相談があった場合は、医療安全管理部を通じて病院幹部へ報告されるルートを構築した。

## 特定行為研修修了後の認定看護師の実践の変化

これまで、医師の指示を待って行っていた場面でも、認定看護師自身が臨床推論力・病態判断力を活かして患者のアセスメントを行い、手順書に基づき、タイムリーに薬剤を調整したり医師に提案できるようになった。さらに、薬剤調整後の患者の状態の評価を行ない異常を早期に発見し対応できるようになり、安全な医療の提供につながっている。

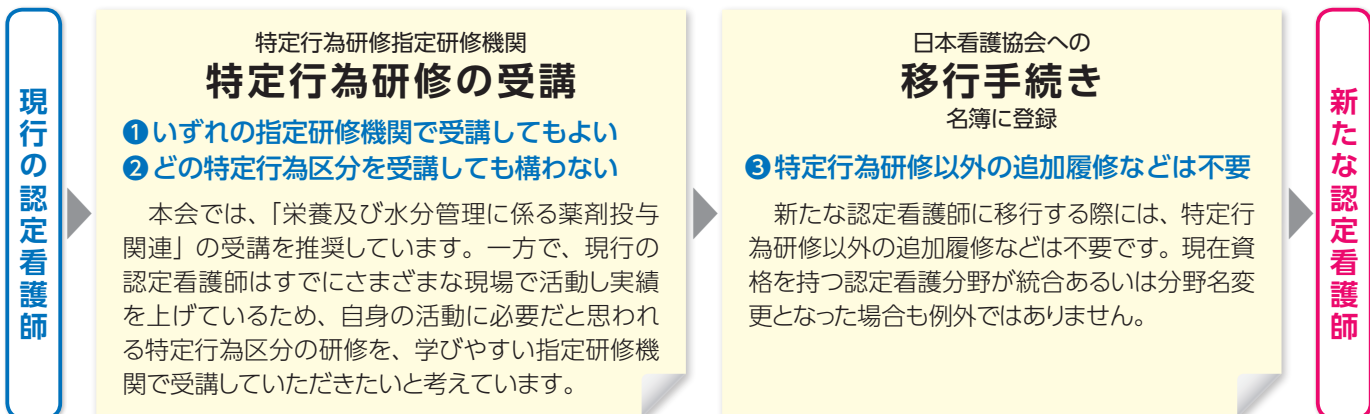
特定行為の実践を通して、かかわる看護スタッフの観察力の向上も図られ、看護の質の向上にも寄与できている。医学的知識・技術が強化されたことにより、医師をはじめとする多職種の考えをより理解した上で自分の考えを的確に伝えられるようになり、情報共有がスムーズとなった。

## 今後の展望

在宅医療の推進が進められる中、認定看護師が今まで実践してきた患者への継続的なケア提供力、他職種との関係調整力、問題解決能力に加え、特定行為研修により医学的知識と技術が強化されることで、異常の早期発見や重症化を予防し、地域で安心して暮らすための支援が可能になると考えている。今後は、訪問看護ステーションなど地域看護へのフォロー体制を強化し、患者を中心に病院と地域をつなぐ役割としての活躍を期待している。

# 現行の認定看護師が新たな認定看護師になるための手続き

現行の認定看護師は、特定行為研修指定研修機関で特定行為研修を修了後、移行手続きを行うことで新たな認定看護師へ移行できます。



## <移行を推進するための支援>

### ▶ 貸与型奨学金の対象を現行の認定看護師にも拡大

本会の貸与型奨学金「認定看護師教育課程奨学金」の対象を特定行為研修を受講する現行の認定看護師に拡大します。

### ▶ 移行後の初回の更新審査では現行の認定看護師としての活動も実績として申請可能

移行後も認定看護師資格の有効期間は現行のものを引き継ぎます。また、現行の認定看護師として活動した実績を、移行後の初回の更新審査において実績として申請することができます。

## 今後のスケジュール

現行制度による教育は2026年度まで実施します。特定行為研修を組み込んだ新たな認定看護師教育は2020年度から開始し、2021年度に新たな認定看護師が誕生します。

また新たな認定看護師への移行手続きや更新審査も、2021年度から開始します。

なお、現行の認定看護師の更新審査は今後も継続します。

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度以降
教育機関	現行制度	認定審査 →	現行の教育 →	→	2026年度終了
	新たな制度		認定審査 →	新たな教育 →	→
認定看護師	現行制度	認定審査 →	更新審査 →	→	2029年度終了 継続
	新たな制度		新たな教育を受講 →	移行手続き → 認定審査 →	新たな認定看護師の誕生 更新審査 →

認定看護師制度再構築に関する情報は、随時、公式ホームページに掲載していきます。

問い合わせ先 ▶ 日本看護協会 認定看護師制度再構築準備室 [ky-saikochiku@nurse.or.jp](mailto:ky-saikochiku@nurse.or.jp)  
もしくは、認定部 ☎ 03-5778-8546

<https://www.nurse.or.jp/nursing/cn/index.html>

日本看護協会 新たな認定看護師制度の推進

